

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (二件) ……
 - …… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) …… 一
 - 建設業法第二十九条の二による告示 ……
 - …… (都市整備局市街地建築部建設業課) …… 一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 ……
 - …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 二
 - 都道の区域変更 (三件) ……
 - …… (建設局道路管理部路政課) …… 三
- ### 告示 (公)
- 技能検定員審査の実施 …… 六
 - 教習指導員審査の実施 …… 七
 - 古物営業法による行政処分についての公開の聴聞 …… 八
 - 特定非営利活動法人の認定 ……
 - …… (生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) …… 八
 - 特定非営利活動法人の特例認定 …… (同) …… 八
 - 土地区画整理事業の換地処分 ……
 - …… (都市整備局市街地整備部区画整理課) …… 八
 - 令和五年度製菓衛生師試験の実施 ……

告示

…… (福祉保健局健康安全部健康安全課) …… 九

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) ……

…… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 一〇

●東京都告示第百八十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千八百五十三号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第四・四・十 九号上用賀公園
- 三 事業施行期間 平成二十八年十一月十六日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第百九十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第六百七十七号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第九・六・五号砧公園
- 三 事業施行期間 平成三十一年四月十二日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 平成三十一年東京都告示第六百七十七号及び令和四年東京都告示第百八十三号の事業地のうち世田谷区大蔵四丁目地内において事業地を変更し、世田谷区大蔵三丁目地内を加える。

使用の部分 平成三十一年東京都告示第六百七十七号及び令和四年東京都告示第百八十三号の事業地のうち世田谷区大蔵四丁目地内において事業地を変更し、世田谷区大蔵三丁目地内を加える。

●東京都告示第百九十一号

次の建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条の二第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

令和五年三月三日
東京都知事 小 池 百合子

商号 代表者氏名 主たる営業 許可番号 許可年月日
 田城建設 代表取締役 板橋区板橋 東京都知事 令和三年二月
 株式会社 野村 彩子 二丁目六十 許可(特) 年二月
 四番十三号 二)第一五 二十五
 三階 ○二三〇号 日

●東京都告示第百九十二号

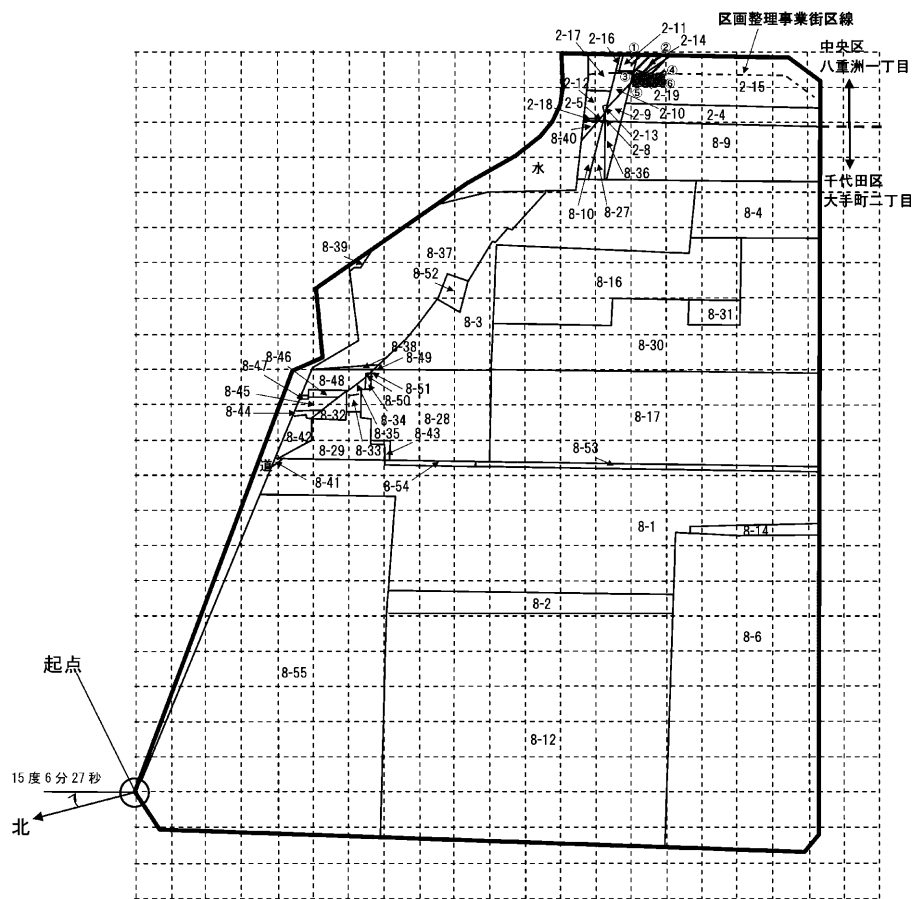
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一号
 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第六百六十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区八重洲一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【起点】
 起点は千代田区大手町二丁目8番55の最北端とする。

【格子の回転角度(15度6分27秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

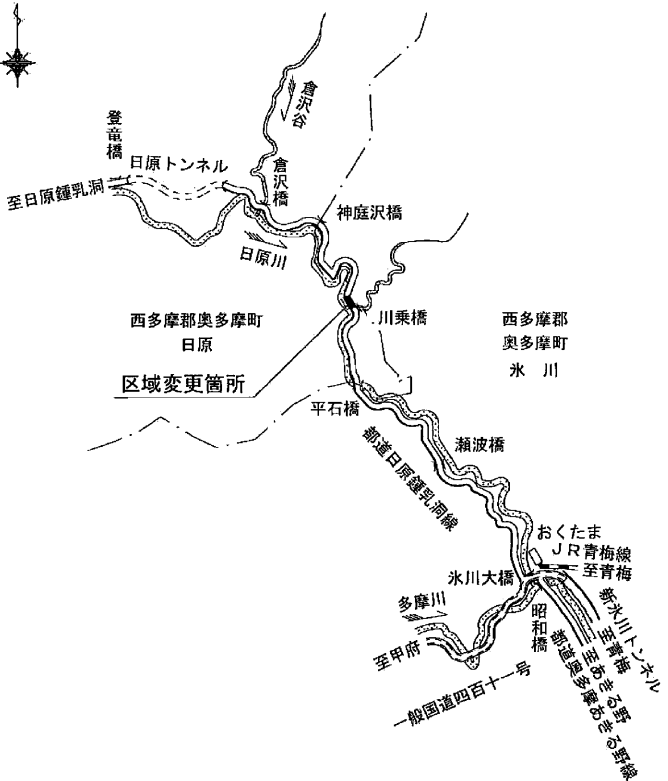
点名	X座標	Y座標
起点	-34837.794	-5803.166
①	-35027.159	-5637.235
②	-35036.766	-5640.018
③	-35025.809	-5642.278
④	-35035.414	-5645.067
⑤	-35024.763	-5645.186
⑥	-35034.422	-5648.772

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- 指定を解除する区域

別図

都道日原鍾乳洞線区域変更略図
西多摩郡奥多摩町氷川地内

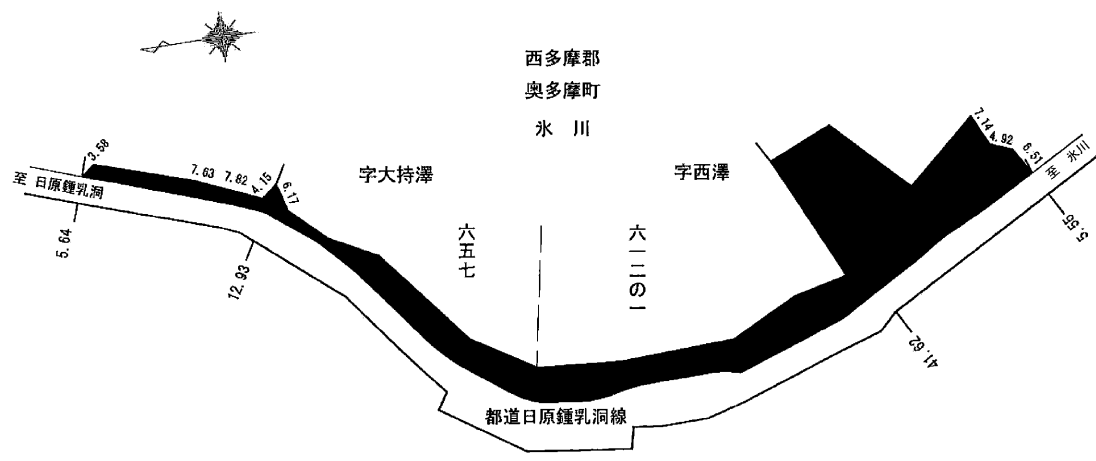


一般国道
 都道
 編入区域
 延長 二三〇・一二メートル
 面積 一、九八五・四一平方メートル

●東京都告示第百九十三号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和五年三月三日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三日
 東京都知事 小池百合子

三 変更の概要
 七番地内から同町氷川字西澤六百十二番
 一 地内まで
 別図表示のとおり



●東京都告示第百九十四号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

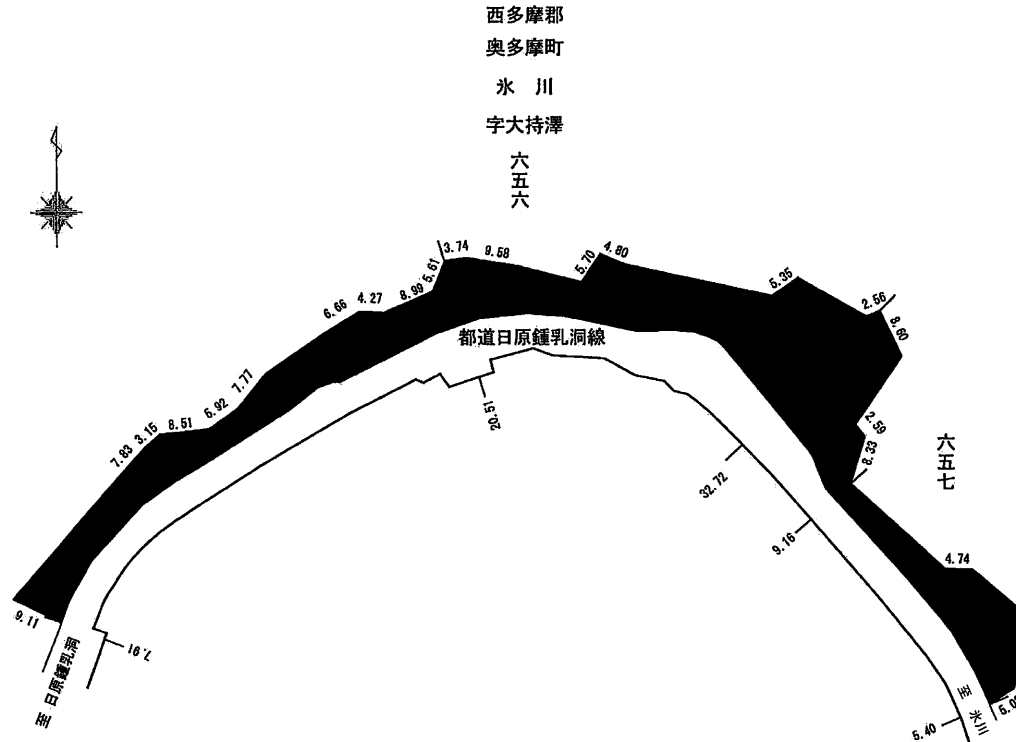
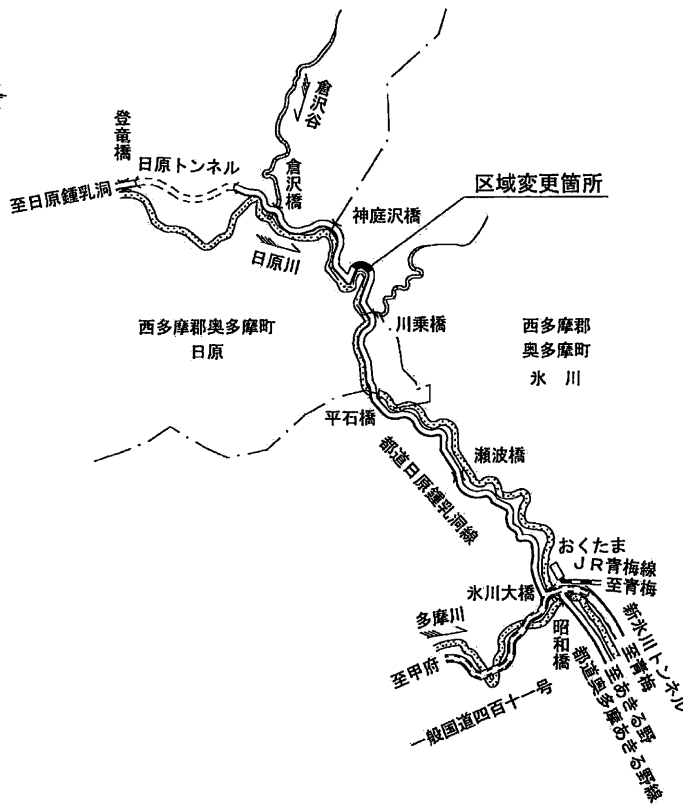
別図

都道日原鍾乳洞線区域変更略図

西多摩郡奥多摩町氷川地内



延長 二〇〇・八九メートル
 面積 二、〇一六・五七平方メートル



その関係図面は、令和五年三月三日から起算して二週間
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 日原鍾乳洞
- 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町氷川字大持澤六百五十六番地内から同所六百五十七番地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

出 張（公）

●東京都公安委員会告示第84号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月3日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格
次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和5年4月5日（水曜日）

時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす

る。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和5年3月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年3月6日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

と。

7 審査手数料

21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

●東京都公安委員会告示第85号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月3日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

(1) 日時

令和5年4月5日（水曜日）

時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和5年3月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年3月6日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

●東京都公安委員会告示第86号

古物営業法（昭和24年法律第108号）第24条第1項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び古物営業法第25条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

令和5年3月3日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 日時

令和5年3月14日（火曜日） 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の営業所の所在地及び名称

豊島区上池袋四丁目8番8号
株式会社 Vision Holdings

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人アースマンシップ

二 代表者の氏名

岡田 淳

三 主たる事務所の所在地

武蔵野市吉祥寺本町四丁目十六番四号

四 認定の有効期間

令和五年一月十六日から令和十年一月十五日まで

一 名称

特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構

二 代表者の氏名

庵野 秀明

三 主たる事務所の所在地

杉並区松庵三丁目三十五番十八号

四 認定の有効期間

令和五年一月十七日から令和十年一月十六日まで

一 名称

NPO法人災害看護推進会

二 代表者の氏名

田中 久仁美

三 主たる事務所の所在地

文京区本郷四丁目三十四番十四号

四 認定の有効期間

令和五年一月二十日から令和十年一月十九日まで

特定非営利活動法人の特例認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ASHA

二 代表者の氏名

仁 喜史、サッキヤサンディーブ

三 主たる事務所の所在地

港区浜松町二丁目二番十五号 浜松町ダイヤビル2F

四 特例認定の有効期間

令和五年一月十三日から令和八年一月十二日まで

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により稲城小田良土地区画整理組合理事長

大塚好康から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

令和五年度製菓衛生師試験の実施について

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、令和五年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和五年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七條に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (二) 学校教育法第五十七條に規定する者であつて、二年以上菓子製造業（菓子を製造する営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五條第一項の許可を受けて営むものをいう。以下同じ。）に従事したもの
- (三) 法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七條に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの
- (四) 沖縄の復帰の際（昭和四十七年五月十五日）現に沖

繩において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖縄の復帰の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

なお、旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）

による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七條に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和五年六月十七日（土曜日）午前十一時から午後一時まで（製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十一時から午後零時三十分まで）

(二) 場所

東京大学駒場キャンパス（目黒区駒場三丁目八番一

四 提出書類

- (一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳
- (二) 卒業証明書（中学校（中学校、高校、高専、短大、

大学又は専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）卒業以上のもの。一（一）に該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書

(三) 受験票

(四) 写真台帳

(五) 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの）

(六) 受験票送付用封筒（八十四円切手を貼つたもの）

(七) 領収証書（受験手数料納付後のもの）

(八) 製菓業務従事証明書（一（一）に該当する者を除く。）

(九) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定合格証書及びその写し（製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。）

なお、現在の氏名が（二）、（八）又は（九）の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍抄（謄）本等を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

(一) 一般郵送受付

令和五年四月三日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで（当日消印有効）

(二) 団体窓口受付（五名以上）

令和五年四月六日（木曜日）から同月十二日（水曜日）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午

後五時まで

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎三十階)

七 合格発表

令和五年七月三十一日(月曜日) 午前十時から午後五時まで、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階)に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

八 その他

(一) 受験願書用紙は、平日については、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場並びに新島村役場式根島支所において、令和五年四月三日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)まで配布する。

土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において、令和五年四月三日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)まで配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三五八)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年三月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

一	店舗名	いなげや練馬西大泉店
二	店舗所在地	練馬区西大泉二丁目十九番一号
三	設置者名	C R E S T株式会社
四	設置者住所	練馬区西大泉二丁目十九番三十七号
五	変更前の店舗名	(仮称)いなげや練馬西大泉店舗計画
六	変更後の店舗名	いなげや練馬西大泉店
七	変更前の店舗所在地	練馬区西大泉二丁目十九番二号
八	変更後の店舗所在地	練馬区西大泉二丁目十九番一号
九	変更日	令和五年二月十五日ほか
十	届出日	令和五年二月十四日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

令和五年三月三日から同年七月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十三 縦覧時間

一	店舗名	大井競馬場前ショッピングモール ウィラ大井
二	店舗所在地	品川区勝島一丁目六番
三	設置者名	東京都競馬株式会社ほか一名
四	設置者住所	大田区大森北一丁目六番八号ほか
五	変更前の設置者名	株式会社東京プロパティサービス
六	変更後の設置者名	東京都競馬株式会社ほか一名
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	D C M株式会社ほか三名
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	D C M株式会社ほか五名
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	スギホールディングス株式会社
十	変更前の小売業者の代表者名	杉浦 広一
十一	変更後の小売業者の代表者名	杉浦 克典
十二	変更日	令和六年四月一日ほか
十三	届出日	令和五年二月十五日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和五年三月三日から同年七月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

<p>十六 縦覧時間</p> <p>関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年三月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。</p> <p>令和五年三月三日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名 いなげや練馬西大泉店</p> <p>二 店舗所在地 練馬区西大泉二丁目十九番一号</p> <p>三 設置者名 CREST株式会社</p> <p>四 設置者住所 練馬区西大泉二丁目十九番三十七号</p> <p>五 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 九・四五立方メートル</p>																									
<p>六 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>店舗内 九・四五立方メートル</p>	<p>七 変更日</p> <p>令和五年二月十五日</p>	<p>八 届出日</p> <p>令和五年二月十四日</p>	<p>九 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十 縦覧期間</p> <p>令和五年三月三日から同年七月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>大井競馬場前ショッピングモール ウイラ大井</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>品川区勝島一丁目六番</p>	<p>三 設置者名</p> <p>東京都競馬株式会社ほか一名</p>	<p>四 設置者住所</p> <p>大田区大森北一丁目六番八号ほか</p>	<p>五 変更前の店舗面積の合計</p> <p>一万五千八百四十四平方メートル</p>	<p>六 変更後の店舗面積の合計</p> <p>一万五千四百五十五平方メートル</p>	<p>七 変更前の駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>店舗東側ほか 四百五十台</p>	<p>八 変更後の駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>店舗東側ほか 六百三十六台</p>	<p>九 変更前の荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>店舗西側 百六十二平方メートル</p>	<p>十 変更後の荷さばき</p> <p>店舗西側ほか 二百四十六平方メートル</p>	<p>施設の位置及び面積</p> <p>一 トール</p>	<p>十一 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>店舗内 三十一・九〇立方メートル</p>	<p>十二 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>店舗内 四十三・〇〇立方メートル</p>	<p>十三 変更を行う小売業者の氏名又は名称</p> <p>DCM株式会社ほか三名</p>	<p>十四 変更前の開店時刻</p> <p>午前七時三十分ほか</p>	<p>十五 変更後の開店時刻</p> <p>午前七時三十分ほか。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業</p>	<p>十六 変更前の閉店時刻</p> <p>午後十時ほか</p>	<p>十七 変更後の閉店時刻</p> <p>午後十時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業</p>	<p>十八 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>午前七時から午後十時三十分まで</p>	<p>十九 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>二十四時間</p>	<p>二十 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前六時から午後十一時まで</p>	<p>二十一 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前六時から午後十一時まで</p>

できる時間帯

二十二 変更日 令和六年四月一日

二十三 届出日 令和五年二月二十日

二十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十五 縦覧期間 令和五年三月三日から同年七月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

